



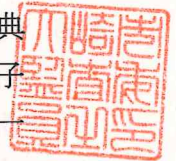
大崎市監査委員告示第5号

監査の結果報告について

地方自治法第199条第1項、第2項並びに第4項の規定に基づき、大崎市監査基準により監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を下記のとおり公表する。

令和8年3月27日

大崎市監査委員 門脇喜典
大崎市監査委員 伊藤玲子
大崎市監査委員 伊勢健一



記

第1 監査等の種類

定期監査及び定期監査に合わせて行う行政監査

第2 監査の対象部署

(1) 民生部

社会福祉課，子育て支援課（鹿島台子育て支援総合施設なかよし園，松山子育て支援総合施設あおぞら園含む），高齢障がい福祉課，健康推進課，保険年金課，市民課

(2) 産業経済部

農政企画課，農村環境整備課，産業商工課，観光交流課

(3) 建設部

都市計画課，建設課，建築住宅課，建築指導課

第3 監査の着眼点

(1) 財務に関する事務の執行（定期監査）

(2) 経営に係る事業の管理（定期監査）

(3) 行政に関する事務の執行（行政監査）

第4 監査の主な実施内容

令和6年度及び令和7年度の財務及び経営管理並びに一般事務に関する書類及び諸帳簿を対象に、必要に応じて担当者の説明を聴取する等により、大崎市における事務事業の執行全般が法令等に従って適正に行われているかという観点はもとより、経済性、効率性、有効性、公平性の観点にも留意して試査による監査を実施した。

第5 監査の実施期間

令和8年1月7日（水）から同年2月5日（木）まで
期日等の詳細については、別紙「定期監査報告書（監査対象部局ごと）」のとおり

第6 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理、並びに一般事務の執行状況については、おおむね適正に事務処理されていると認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、各所属長等に別途通知し補完等を求めたほか、一部改善または検討を要望した主な事項については、別紙「定期監査報告書（監査対象部局ごと）」にその概要を記述したので、それぞれ適切に事務改善を図られたい。

定期監査報告書 (民生部)

1 監査の実施期間等

監査日程		監査対象課等	摘要
令和8年 1月7日(水)	1日	民生部 社会福祉課	書類監査
1月16日(金)	1日	民生部 子育て支援課 (鹿島台子育て支援総合施設なかよし園, 松山子育て支援総合施設あおぞら園含む)	書類監査
1月8日(木) 1月9日(金)	2日	民生部 高齢障がい福祉課	書類監査
1月14日(水)	1日	民生部 健康推進課	書類監査
1月15日(木)	午前	民生部 保険年金課	書類監査
	午後	民生部 市民課	書類監査

2 監査の結果

一般事務及び財務に関する事務の執行並びに事務事業の執行状況については、おおむね適正に執行されていると認められた。

なお、このほか事務処理上留意すべき軽微な事項については、別途各所属長等に通知し補完等を求めたので、それぞれ適切に事務改善を図られたい。

定期監査報告書
(産業経済部)

1 監査の実施期間等

監査日程		監査対象課等	摘要
令和8年 1月20日(火)	1日	産業経済部 農政企画課	書類監査
1月21日(水)	午前		
	午後	産業経済部 農村環境整備課	書類監査
1月22日(木)	1日		
1月28日(水)	1日	産業経済部 産業商工課	書類監査
1月29日(木)	1日	産業経済部 観光交流課	書類監査

2 監査の結果

一般事務及び財務に関する事務の執行並びに事務事業の執行状況については、おおむね適正に執行されていると認められた。

なお、このほか事務処理上留意すべき軽微な事項については、別途各所属長等に通知し補完等を求めたので、それぞれ適切に事務改善を図られたい。

定期監査報告書
(建設部)

1 監査の実施期間等

監査日程		監査対象課等	摘要
令和8年 1月30日(金)	1日	建設部 都市計画課	書類監査
2月3日(火)	1日	建設部 建築住宅課	書類監査
2月4日(水)	午前	建設部 建築指導課	書類監査
	午後	建設部 建設課	書類監査
2月5日(木)	1日		

2 監査の結果

一般事務及び財務に関する事務の執行並びに事務事業の執行状況については、おおむね適正に執行されていると認められた。

なお、このほか事務処理上留意すべき軽微な事項については、別途各所属長等に通知し補完等を求めたので、それぞれ適切に事務改善を図られたい。